

令和4年度宝塚市病院事業会計補正予算(第1号)の要領

収益的収入及び支出のうち病院事業収益を 98,671 千円増額し、病院事業費用を 79,059 千円減額する補正を行います。

1 補正予算の内容及び理由

(1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者等のPCR検査と診察及び治療に要する経費(当初予算に計上済)の財源に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(地方単独事業分)を充てるため、一般会計補助金を 87,906 千円増額します。なお、経費の内訳は次のとおりです。

ア 特殊勤務手当(防疫手当)	61,800 千円
イ プレハブリース料(待機場所検査ブース)	1,241 千円
ウ 関連業務委託料(医事等業務委託)	2,319 千円
エ <u>看護師等派遣手数料(PCR検査に従事する看護師等確保)</u>	<u>22,546 千円</u>
計	87,906 千円

(2) 県の看護職員等処遇改善事業補助金を活用して、看護職員を対象として処遇(給与)を改善するため、国県補助金及び給与費(特殊勤務手当及び法定福利費)をそれぞれ 10,765 千円増額します。

ア 給与改善に要する経費

特殊勤務手当 対象看護職員数(385 人)×4,000 円×6 月 = 9,240 千円

法定福利費 対象看護職員数(385 人)× 660 円×6 月 = 1,525 千円

イ その他

(ア) 本補助事業は本年 2 月から実施されており、2・3 月分の給与改善については、令和 3 年度の現計予算で対応します。

(イ) 10 月以降の給与改善に要する経費の原資は診療報酬で措置されることが決まっています。詳細が判明した後、改めて補正予算で対応いたします。

(3) 特別職及び一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、給与費(期末手当及び法定福利費)を 89,824 千円(うち期末手当 75,665 千円)減額します。

ア 改正の内容

令和3年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて、令和4年6月期以降の期末手当の支給月数を引き下げるとともに、令和4年6月期の期末手当において、令和3年12月期の期末手当の引下げ分を調整します。

イ 改正による減額

令和4年6・12月期 △46,509千円(うち期末手当△39,190千円)

令和3年12月期分調整 △43,315千円(うち期末手当△36,475千円)

2 補正予算の詳細

収益的収入及び支出

収 入 (千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	病院事業収益		13,455,254	98,671	13,553,925	
2	医業外収益		1,158,588	98,671	1,257,259	
		2	他会計補助金	286,907	87,906	374,813
		一般会計補助金	286,907	87,906	374,813	
	4	補助金	16,159	10,765	26,924	
		国県補助金	16,159	10,765	26,924	

支 出 (千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	病院事業費用		13,449,872	△79,059	13,370,813		
1	医業費用	1	給与費	6,709,000	△79,059	6,629,941	
			医師手当	723,304	△14,055	709,249	
			看護師手当	949,873	△30,128	919,745	
			医療技術員手当	313,823	△13,119	300,704	
			事務職員手当	86,343	△3,430	82,913	
			会計年度任用職員手当	270,222	△5,693	264,529	
			法定福利費	932,242	△12,634	919,608	